

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	総合評価審査委員会	1						質問	「本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、落札者の選定に必要な評価基準の策定及び、価格以外の要素に関する審査を行うために設置する委員会」の記載について、総合評価審査委員会は価格に関する情報を一切知り得ないという理解でよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
2	維持管理業務の範囲	4	第1章	2	(4)	イ	(ウ)	質問	維持管理業務の範囲に保守点検が含まれていますが、日常実施されている点検業務との区分けを教えてください。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
3	維持管理業務の範囲	4	第1章	2	(4)	イ	(ウ)	質問	維持管理業務の範囲に含まれている池内清掃は、事業者が行う保守点検、計画修繕、計画外修繕に伴い必要となる清掃と考えてよろしいでしょうか。	池内清掃は、保守点検、計画修繕、計画外修繕に伴い必要となる清掃ではありませんが、維持管理上、同時に実施することが効率的な場合等は、実施時期を企業団と協議のうえ決定することは可能です。
4	設計・建設完了後の建設JVについて	5	第1章	2	(4)	エ		質問	設計・施工期間：令和9年4月～令和15年3月とありますが、設計建設が完了(早期に完了した場合を含む)した後は建設JVは解散するものと理解して宜しいでしょうか。	建設JVの解散時期は、構成企業にて締結する協定書等で規定されるものと考えており、当企業団から指示するものではありません。
5	設計・施工期間について	5	第1章	2	(4)	エ		質問	設計・施工期間を実施方針(案)に記載されている期間(計72ヶ月)よりも延長することは可能でしょうか。	天候条件等のやむを得ない事情により延期する可能性は考えられますが、現段階の設計・施工期間を変更する予定はありません。
6	設計・施工期間について	5	第1章	2	(4)	エ		質問	契約後に事業者起因する工期延期があった場合、事業者にはどのようなペナルティがあるのでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
7	施設能力について	7	第1章	3	(1)	イ		質問	将来の施設能力は全池稼働時のものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	計画水量	7	第1章	3	(1)	イ		質問	「対象施設の機器選定は将来の能力で選定すること」とありますが、更新対象のフロキュレータ及び汚泥掻き寄せ機に限定した選定でよろしいでしょうか。更新対象外のフラッシュミキサーや傾斜板は別発注を想定されており、それらの機器を将来の能力を考慮した機器へ更新後に沈殿池全体の施設能力が増加されるという設計思想でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	維持管理業務の範囲	8	第1章	3	(1)	エ		質問	表1-3相模原浄水場立地条件に記載されている「騒音規制」「振動規制」「悪臭防止法」に関する項目は企業団側にて行われる日常管理で確認される内容と考えてよろしいでしょうか。	立地条件に記載の各項目について、本事業に係るものは、事業者が調査等を行い、確認してください。
10	表1-4 整備対象施設及び整備内容(相模原浄水場)について	9	第1章	3	(2)			質問	表1-4の電気設備の備考欄2において、「・・・電路及び更新機器に付随する操作盤類・・・は対象とする」とありますが、電路について既設のケーブルラックを使用させていただくことが可能という理解で宜しいでしょうか。また、ケーブルや電路の材料だけでなく、布設工事・盤への結線、操作盤類の基礎についても事業範囲に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
11	表1-4 整備対象施設及び整備内容(相模原浄水場)について	9	第1章	3	(2)			質問	撤去前に各施設で堆積している汚泥の処理費用は、本事業に含まれるのでしょうか。その場合、想定量を提示していただくことが可能でしょうか。汚泥量の増減によって設計変更はありますでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
12	表1-4 整備対象施設及び整備内容(相模原浄水場)について	9	第1章	3	(2)			質問	各設備撤去後に土木構造物の年次点検を貴企業団にて実施されるのでしょうか。点検を行う場合の清掃にて不純物を事業者側で全て取り除く必要はありますでしょうか。状況により、清掃・点検用の足場が必要と考えております。	沈でん池土木構造物の年次点検は事業者が行ってください。足場が必要となる場合は、企業団と協議のうえ決定します。
13	表1-4 整備対象施設及び整備内容(相模原浄水場)について	9	第1章	3	(2)			質問	各施設撤去後の清掃に伴う排水は、当該施設の放流先に流してもよいでしょうか。もしくは外部搬出による産廃処理として費用計上が必要でしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
14	表1-4の土木構造物の改修や補修について	9	第1章	3	(2)			質問	土木構造物の改修や補修(軽微なものを含む)は対象外と記載されていますが、「軽微」に関する具体的な基準については今後公表される公告資料等で明示されると理解して宜しいでしょうか。	土木構造物に関する改修や補修は業務対象外であり、「軽微」に関する具体的な基準を明示する予定はありません。
15	機械設備の更新に伴い一部の構造物の撤去や改修が生じる場合の対応について	9	第1章	3	(2)	2		質問	「機械設備の更新に伴い既設構造物の一部撤去や改修を行う場合、受注者が浄水処理や構造物強度、耐震強度に問題が無いことを確認し、企業団の承認を受けたうえで認める。」とありますが、これは事業の受注後に必要な手続きであり、提案時点においては既設構造物の一部撤去する提案であっても、企業団様による承認手続きは不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約前の技術提案時では、根拠に基づいた提案を求めます。
16	傾斜板の交換について	9	第1章	3	(2)	1		質問	「なお、施工前から破損していた場合は、その交換と費用等について企業団と協議して定める。」とありますが、施工前とは具体的にどのタイミングであるのか、どのようにして破損しているかを判断するのかをご教示ください。また、交換等を事業者が対応する場合は設計変更となる認識です。	別途公表する入札公告資料等で示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問/意見	内容	回答
17	表1-5 維持管理業務の対象施設(相模原浄水場)について	10	第1章	3	(3)		質問	各機械設備撤去後の土木構造物の点検は、維持管理業務に含まれるのでしょうか(もしくは建設工事でしょうか?)。また、損傷具合により、補修が発生する場合は別途発注もしくは設計変更になるのでしょうか。補修に伴う工期延長の考え方について教えていただけますでしょうか。	土木構造物の点検は、維持管理業務に含みます。補修が必要となる場合の対応は、企業団と協議のうえ、決定します。
18	維持管理業務の対象について	10	第1章	3	(3)		質問	「1 対象設備に付随する機械設備、電気設備、配管類等も維持管理業務の対象に含む」とありますが、電気設備については同章3-(2) 2「更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、監視操作盤類までのケーブル(沈でん池電気室対象端子台から当該機器まで)、管路及び更新機器に付随する操作盤類(事業者が必要と判断するもの)」のみでしょうか。その他既設電気設備や配管類等、対象となる範囲を明確にいただけませんかでしょうか。	更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、監視操作盤類までのケーブル(沈でん池電気室対象端子台から当該機器まで)、管路及び更新機器に付随する操作盤類(事業者が必要と判断するもの)」が対象となります。その他既設電気設備や配管類等、対象となる範囲については、別途公表する要求水準書(案)や閲覧資料等でご判断ください。
19	維持管理業務の開始について	10	第1章	3	(3)		質問	本事業の工事着手(令和10年4月予定)と同時に・・・維持管理業務を開始するとありますが、本事業の設計期間として、令和9年4月～令和10年3月の1年間を想定されているということでしょうか。また、設計業務が遅延した(工事着手が遅れた)場合、維持管理業務の開始時期も後ろ倒しになるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、維持管理業務開始時期に変更はありません。
20	維持管理業務の所掌	10	第1章	3	(3)		質問	表1-5の凡例に"事業者が主体"または"企業団側が主体"と各項目におけるメインとなるものを示し、どちらも全てに係る解釈ができる表現となっていますが、この表の意味するところは業務所掌を示している理解で良いでしょうか。	必要に応じて連携・協力する内容もあることから「主体」との表現を使用していますが、基本的な業務所掌を示すものとご理解ください。
21	対象設備に付随する設備について	10	第1章	3	(3)		質問	表1-5 1において対象設備に付随する各設備も対象と記載されていますが、認識の齟齬が発生する可能性があると考えています。現在想定している範囲の例などを教えて頂けないでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
22	維持管理期間	10	第1章	3	(3)		質問	「本事業の工事着手(令和10年4月予定)と同時に既設設備及び沈でん池の維持管理を開始する」との記載がありますが、工事着手が予定より遅い場合(設計期間が予定より長い場合)においても維持管理期間の開始は令和10年4月からという理解でしょうか。それとも、維持管理開始時期も工事着手に合わせて後ろ倒しになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、維持管理業務開始時期に変更はありません。
23	維持管理期間	10	第1章	3	(3)		質問	「維持管理業務期間の終了時期は、令和33年3月31日までとする。ただし、更新対象設備について新設設備の設置に伴い既設設備の撤去が開始されるまでは、維持管理業務を行う。」との記載がありますが、こちらは既設設備の撤去が令和33年3月31日を超えて実施される場合を指しており、その前に撤去まで完了している場合は令和33年3月31日で維持管理期間が終了するという理解で宜しいでしょうか。延長される場合、契約上の取り扱い(追加費用や期間変更)はどのようになるのでしょうか。	既設設備は、「更新対象設備」と「継続利用設備」に区分され、左記質問は前者に対する質問と思慮します。そのうえで以下のとおり回答します。 「更新対象設備」は、本事業期間内で更新を行うことから、その更新に伴う設備停止までの期間が維持管理期間となり、更新後は「新設設備」として維持管理業務を実施して頂くものです。維持管理業務期間の終了時期は、令和30年3月31日までを予定しています。
24	表1-5の本事業の工事着手について	10	第1章	3	(3)		質問	本事業の工事着手と同時に既設設備等の維持管理業務が開始されると記載ありますが、貴企業団の事情により5頁記載のスケジュールに遅延が生じた場合、工事着手時期が後ろ倒しになれば既設設備の維持管理業務もその影響を受けるという理解で宜しいでしょうか。	本事業の契約時期が変更となる場合は改めて公表します。
25	表1-5の本事業の工事着手について	10	第1章	3	(3)		質問	5頁に記載されている本事業のスケジュールを確認しますと事業期間、設計・施工期間及び維持管理期間の開始予定月は明記されていますが、工事着手については明記されていません。10頁で令和10年4月予定と記載されている「工事着手」とは具体的に何を指すのかを明確にいただけますでしょうか。	事業者が工事実施のため、現場での作業を開始することを示します。なお、要求水準書(案)に施工スケジュールを示します。
26	既設設備の点検業務に関する変更提案について	10	第1章	3	(3)		質問	「2 既設設備、継続利用設備は、企業団の点検整備指針に則った点検業務を行い、…」とありますが、既設設備の点検頻度や内容について事業期間中に業務の効率化やライフサイクルコスト削減の提案を行うことは可能でしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
27	清掃時期の変更提案について	10	第1章	3	(3)		質問	「3 業務開始当初は企業団が清掃時期を指定するが、より効率的な清掃頻度について、事業者からの提案があれば協議のうえ変更できる。」とありますが、入札時の技術提案書での提案ではなく事業開始後に随時提案が可能という理解でよろしいでしょうか。その場合、変更により実現したコスト削減分はプロフィットシェアの対象となるという認識でよろしいでしょうか。	前段のご質問についてはご認識のとおりです。後段のご質問については別途公表する入札公告資料等で示します。
28	維持管理業務の対象施設	10	第1章	3	(3)		質問	「業務開始当初は企業団が清掃時期を指定するが、より効率的な清掃頻度について、事業者からの提案があれば協議のうえ変更できる。」とありますが、この場合は、契約金額の変更を伴いますでしょうか。逆に、原水水质が変動した場合は、清掃頻度が増えるということも予想されますが、この場合は増額変更と考えてよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問/意見	内容	回答
29	評価の着眼点	12	第1章	4	(2)	ウ	質問	着眼点②「企業団の行う運転管理(水運用等)や浄水場内の作業」、同「企業団が行う運転管理業務等」について、具体的な項目をご教示いただけないでしょうか。または、貴企業団の運転管理マニュアルがあればご開示いただけないでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。ただし、運転管理に関するマニュアルについてはセキュリティの関係もあるため開示は予定していません。
30	JV結成の要件について	17	第2章	1	(2)		質問	建設JV及び維持管理JVについて、図内ではいずれも「単体企業の場合はJV不要」と記載されていますが、同章「3各業務における参加資格要件」より、建設JVについては「工事を実施する企業が単体企業の場合は結成不要、維持管理JVについては応募者が複数企業の場合は維持管理業務を実施する企業が単体企業であるか否かに関わらず結成が必要」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理JVの構成企業として、建設JV代表企業の参画を求めているため、JVの結成が必要となります。ただし、維持管理業務を実施する企業が建設JVの代表企業の場合は結成不要です。なお、No.32の回答も併せてご参照ください。
31	事業スキーム(参考例)について	17	第2章	1	(2)		質問	応募者が複数の企業で構成されたSPC(特別目的会社)1社で協力企業として設計・建設JV、維持管理JVを配置するという事業スキームは認められないでしょうか。認められる場合は「入札参加者の備えるべき参加資格要件」を合わせてご教示願います。	本事業においてSPCの設立は認めておりません。
32	維持管理JVにおける建設企業からの技術者配置について	18	第2章	1	(2)	3	質問	「維持管理JVに建設JVの代表企業を含むものとする」とありますが、建設JVの代表企業は維持管理JVに人員を配置する必要がありますでしょうか。配置が必要な場合は、配置要件を教えてください。また、配置人員は非専任とと考えてよいでしょうか。	施工企業・製造企業が維持管理業務を担当する企業と一体となって責任ある業務を進めてもらうため、維持管理JVの構成企業として、建設JV代表企業の参画を求めています。そのため、JVの結成が必要となります。ただし、建設JVの代表企業の技術者の配置までは求めていません。
33	参加資格要件について	19	第2章	2	(1)		質問	「本事業に係る業務内容において、令和7・8年度競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」)に登録されていること」とありますが、維持管理業務を実施する企業に求められる有資格者名簿の要件は「3-(3)ウ」に記載の通り、有資格者名簿(一般委託)の「汚水処理施設等の保守管理の委託」のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	代表企業(単体企業)の施工実績について	20	第2章	3	(1)	キ	質問	・・・沈でん池設備の更新工事(設置工事含む)の実績があることとありますが、「設置工事」とは新設工事という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	代表企業(単体企業)の施工実績について	20	第2章	3	(1)	キ	質問	・・・沈でん池設備の更新工事(設置工事含む)の実績があることとありますが、「沈でん池設備」の全ての設備が含まれる必要はなく、沈でん池設備の一部の設備(例えば、汚泥掻き寄せ機のみ)の更新工事(設置工事を含む)で構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業範囲であるフロキュレーターまたは、汚泥掻き寄せ機の実績は求めます。
36	代表企業(単体企業)の施工実績について	20	第2章	3	(1)	キ	質問	・・・浄水能力10万m ³ /日以上で沈でん池設備の更新工事(設置工事含む)の実績があること、とありますが、浄水能力10万m ³ /日以上で浄水場における沈でん池設備の更新工事であれば、部分的な系列の更新で良い(部分なので10万m ³ /日以上ではない)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	代表企業(単体企業)の施工実績について	20	第2章	3	(1)	キ	質問	・・・沈でん池設備の更新工事(設置工事含む)の実績があることとありますが、「沈でん池設備」には、フラッシュミキサー(混和池設備)、フロキュレータ(フロック形成池設備)は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	フロキュレーターの更新工事(設置工事含む)の実績は認めます。
38	監理技術者	20	第2章	3	(1)	ク	質問	配置する監理技術者について、工場製作期間と施工期間で別の技術者を配置することは可能であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	監理技術者	20	第2章	3	(1)	ク	質問	製作期間中は現場作業がないため、監理技術者を非専任扱いとしていただけないでしょうか。	専任は必須ではありません。
40	監理技術者	20	第2章	3	(1)	ク	質問	製作期間、施工期間が長期であるため、同じ技術者を配置し続けることが難しいと考えます。それぞれの期間において、監理技術者を変更することは可能でしょうか。	製作期間と現場施工期間で別の監理技術者を配置することは可能です。ただし、各期間における管理技術者の変更は、それぞれの期間が長期におよぶため、やむを得ない事情がある場合に限り、事前に発注者に説明し理解を得たうえで、認めます。
41	監理技術者の変更について	20	第2章	3	(1)	ク	質問	工事請負契約の設計期間、工場製作期間(設計完了から現場入りまでの期間)、現場従事期間(現場入りから建設工事契約完了までの期間)について、それぞれの期間ごとに監理技術者を変更することは可能でしょうか。また、それぞれの期間の監理技術者の要件と専任の要否を教えてください。	設計期間、工場製作期間、現場従事期間の期間ごとに監理技術者を変更することは可能です。監理技術者の要件については、実施方針(案)に記載のとおりです。また、現場従事期間は監理技術者の専任が必要とされています。
42	設計業務を実施する企業の要件	21	第2章	3	(2)	イ	質問	「ただし、工事を実施する企業が自ら担当する工事の設計業務を行う場合は、上記の資格及び実績は問わない。」とのことですが、工事を実施する企業が設計を行う場合は、工事を実施する企業が配置する管理技術者は技術士でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問/意見	内容	回答
43	維持管理業務を実施する企業の要件	21	第2章	3	(3)	工	質問	維持管理企業の実績として修繕および保守点検の実績が求められていますが、修繕と保守点検については、それぞれ別案件での実績でも認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、保守点検については、沈でん池機器の保守点検とします。
44	維持管理業務における配置技術者	21	第2章	3	(3)		質問	機器修繕を含めた維持管理業務にあたっては、監理技術者等の建設業における配置技術者は不要という考えでよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
45	参加資格要件について	21	第2章	3	(3)	工	質問	上水道施設における沈でん池設備の維持管理業務(修繕及び保守点検)の実績について、受注金額の規模や件数に関する条件は無いと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	総合評価審査委員会について	23	第3章	1			質問	総合評価審査委員会の委員はご公表されますでしょうか。	公表は予定していません。
47	落札者の決定・公表	23	第3章	3			質問	「評価値の最も高い入札参加者を落札候補者とし、その価格が調査基準価格を下回らなかった場合は落札者とする」という記載について、調査基準価格を下回らなければそのまま落札者となり、下回った場合は第9章1(2)に記載のとおり低入札価格調査を実施する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	技術提案書等のうち価格以外の評価	23	第3章	1			質問	「総合評価審査委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、この基準に基づいて、入札参加者が提出した技術提案書等のうち価格以外の評価を行う」の記載について、この価格以外の評価には、建設費や維持管理費等の価格に関する情報は影響しないという理解でよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
49	プロフィットシェアについて	28	第8章	3			質問	プロフィットシェアの提案に関しては、受注前の提案を想定しておられますでしょうか。もしくは、受注後の提案を想定しておられますでしょうか。	受注後の提案を対象とします。
50	プロフィットシェア	28	第8章	3			質問	プロフィットシェアの算定根拠としては、事業者側が取得する見積もりや積算結果、契約時の単価(物価変動時は除く)等をベースに算出という理解で宜しいでしょうか。言い換えると、企業団様が事業者側に開示できない単価・見積もり等を使用することはないという理解で宜しいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
51	プロフィットシェアの分配比率について	28	第8章	3			質問	プロフィットシェアにおける分配比率については明示されておませんが、事業開始後に都度協議されるものと想定しております。その理解で宜しいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
52	プロフィットシェアの分配比率について	28	第8章	3			質問	プロフィットシェアの額及び手法は双方の合意により確定となっておりますが、合意形成がなされない場合はプロフィットシェアの対象から除外されるのでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
53	別紙5リスク分担保不可抗力について	NO.43	5				質問	生じた損害の一部を事業者に負わせるものと記載がありますが、今後公表される公告資料等でその具体例や基準が明示されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	別紙5リスク分担保調査について	NO.45-46	7				質問	調査結果として、要求水準書や閲覧資料等で明示した部分であっても、当該書類の正確性に疑義が生じた場合は、事業者はそのリスクを負担しないと理解して宜しいでしょうか。	別紙や閲覧資料は参考資料として提示するものであり、正確性を保証するものではありません。本業務に必要な調査は事業者によって実施し、情報等の確認を行って頂くことを想定しています。
55	別紙5リスク分担保想定外業務について	NO.24	2				質問	第三者の加害行為により事業変更・施設運転停止・事業継続が困難となる場合、事業者負担の基準となる善管注意義務や業務不履行についての詳細は、今後公表される公告資料等で明示されると理解して宜しいでしょうか。	個別の事象について、詳細を公表する予定はありません。
56	別紙5リスク分担保用地について	NO.53					質問	予見可能の判断について、既存資料の正確性に疑義が生じた場合は、事業者として予見可能とすることは難しいため、予見不可能という理解で宜しいでしょうか。	別紙や閲覧資料は参考資料として提示するものであり、正確性を保証するものではありません。本業務に必要な調査は事業者によって実施し、情報等の確認を行って頂くことを想定しています。
57	別紙5リスク分担保施設の損傷について	NO.74	14				質問	第三者に起因する施設の損傷に関するものについて、事業者負担の基準となる善管注意義務や業務不履行についての詳細は、今後公表される公告資料等で明示されると理解して宜しいでしょうか。	個別の事象について、詳細を公表する予定はありません。
58	別紙5リスク分担保事業終了時の施設状況について	NO.83					質問	事業終了時の要求水準の未達成について、貴企業団の指示に基づいた結果による未達成等、事業者に帰責事由がない場合は、事業者負担の対象外として理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	点検記録の管理について						質問	開示頂いた年次点検表などは、帳票より出力された資料と想定されますが、今回の事業においては企業団様が保有するシステムや点検表などを用いて点検を実施し、企業団様システムへ入力する必要があるのかご教授願います。	別途公表する要求水準書(案)に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
60	点検記録の管理・共有方法について								質問	事業者側で沈殿設備などの点検記録を独自のデータサーバーなどに構築した場合、企業団様が保有するシステムなどの点検データの受け渡し・共有などはどの様にお考えでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
61	消耗品・廃油の扱いについて								質問	開示いただきました委託業務の特記仕様書において、減速機などの油は企業団様が支給・廃油処理も企業団様で実施すると記載がございます。今回の事業において、既設機器・更新後機器に対する消耗品・廃油の扱いなどについてご教授下さい。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
62	沈でん池立ち上げ時の排水について								質問	更新後の立ち上げ時(運転確認時)に使用可能な原水および上水の水量と生じた排水の放流先をご教示下さい。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
63	別紙5 不可抗力のリスク分担								質問	5に、・・・生じた損害の一部を事業者に負わせるものとありますが、「一部」がどの程度の負担なのかは公告時に提示されるとの理解で宜しいでしょうか。また、事業者負担について、定量的に(負担額の上限や負担割合等)提示願えないでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
64	別紙 図面資料								質問	別紙4に既設参考図面が掲載されておりますが、フロー図が含まれておりません。沈でん池設備範囲を含むフロー図は、別途資料閲覧等の機会に、公開いただけますでしょうか。	要求水準書(案)別紙、または閲覧資料にて公開します。